

令和2年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和2年12月3日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐澤 一代	2 番	古谷 星工人	3 番	内田 晃
4 番	平野 由里子	5 番	田代 実	6 番	井上 栄一
7 番	南雲 まさ子	8 番	中野 博	9 番	飯田 一
10 番	齋藤 永	11 番	寺嶋 正	12 番	大館 秀孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 12人

町 長	本山 博幸	副 町 長	田代 浩一
教 育 長	浄泉 和幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	—————
政 策 推 進 課 長	鈴木 英幸	参事兼総務課長	工藤 義孝
税 務 課 長	早野 政弘	町 民 課 長	川本 博孝
福 祉 課 長	椎野 晃一	子育て健康課長	—————
観 光 経 済 課 長	柳澤 一郎	参事兼まちづくり課長	高橋 英雄
環 境 上 下 水 道 課 長	依田 貞彦	教 育 課 長	遠藤 洋一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹内 淳	書 記	鈴木 美紅
---------	------	-----	-------

5. 議事日程

日程第 1 発議第 4 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 2 議案第 49 号 松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に

関する条例

- 日程第 3 議案第 5 0 号 松田町経営安定緊急融資利子補給基金条例
- 日程第 4 議案第 5 1 号 松田町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 5 2 号 松田町介護保険条例及び松田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5 3 号 松田町下水道条例等の一部を改正する条例
- 追加日程第 1 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 議案第 5 4 号 足柄上衛生組合理約の変更について
- 日程第 8 議案第 5 5 号 物品購入契約の締結について（令和 2 年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 2 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、大変御苦労さまです。

本日も引き続き、新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は10席とし、マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などをお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、発言の際は内容を明確にし、マイクを活用して発言してください。町長の説明は、今まで以上に的確かつ分かりやすく、議員各位におかれましても要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。また、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。休憩中は、窓を開けるなどして換気を行ってください。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいま出席議員は議員定数12名中12名です。よって地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。それでは、本日の会議を開きます。

議 長 日程第1「発議第4号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4 番 平 野 発議第4号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年12月2日提出。提出者、松田町議会議員 平野由里子。賛成者、松田町議会議員 唐澤一代、以下同じく内田晃、古谷星工人、田代実、井上栄一、南雲まさ子、中野博、飯田一、齋藤永、寺嶋正、大舘秀孝。

提案理由、新型コロナウイルス感染症による住民生活への影響を考慮し、一層の支援が必要なことから、令和3年6月に支給する議員の期末手当を減額する特例措置を行うため、提案するものであります。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年松田町条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。7、令和3年6月の期末手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されることとなる期末手当の額からその額の100分の20に相当する額を減じて得た額とする。

附則（施行期日）1、この条例は、公布の日から施行する。

（他の条例への適用）2、この条例は松田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成27年松田町条例第18号）に適用する。

以上です。

議 長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。発議第4号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第2「議案第49号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」について。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会2日目よろしくお願い申し上げます。
議案第49号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定する。令和2年12月2日提出、松田町長本山博幸。

提案理由。公職選挙法の一部を改正する法律の公布に伴い、選挙公営の対象を拡大し、町の選挙における立候補に係る環境を改善するため提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 皆さん、おはようございます。それでは、議案第49号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運営の公費負担に関する条例について御説明をさせていただきます。

この条例は、提案理由にありますとおり、公職選挙法の一部を改正する法律の公布に伴い、選挙公営の対象を拡大し、町の選挙における立候補に係る環境を改善するため、条例の整備を行うものでございます。

整備の内容でございますが新規に制定する松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運営の公費負担に関する条例により、選挙運動用自動車の使

用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について公費負担とする規定をいたします。

それでは、1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。第1条の趣旨でございますが、公職選挙法の規定に基づき、松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めることとすることを趣旨としています。

次に、第2条の選挙運動用自動車の使用の公費負担でございますが、6万4,500円に候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができることを規定しています。

次に、第3条の選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出は、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者等と選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、その旨を松田町選挙管理委員会に届け出なければならないことを規定しております。

ページをおめくりいただき、2ページを御覧ください。第4条の選挙運動用自動車の使用の公費負担及び支払手続では、松田町は候補者が契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、各号に定める金額を第2条ただし書きに規定する要件に該当する場合に限り、一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、事業者等に対し支払うことを規定しております。

1号は一般運送契約である場合。選挙運動用自動車として使用された各日について、その使用に対し支払うべき金額1日当たりの上限6万4,500円の合計金額とし、2号では当該契約が一般運送契約以外の契約である場合に、次の区分に応じ、それぞれに定める金額を支払うことを規定しております。アでは、当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合、選挙運動用自動車として使用された各日について、その使用に対し支払うべき金額1日当たり上限1万5,800円の合計金とし、3ページを御覧ください。イでは、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合については、選挙運動用自動車に供給し

た燃料の代金1日当たり上限7,560円とし、ウでは、選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について、その勤務に対し支払うべき報酬の額1日当たり上限1万2,500円の合計金額としております。

次の第5条、選挙運動用自動車の使用の契約の指定では、前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し、同一の日につき一般運送契約と一般運送契約以外の契約とのいずれも締結されているときは、候補者が指定するいずれかの契約のみが締結されているものと見なして、同条の規定を適用するとしております。

1枚おめくりいただき、4ページを御覧ください。第6条でございます。これは選挙運動用ビラの作成の公費負担についてですが、候補者は第8条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる規定でございます。

次の第7条の選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出では、選挙運動用自動車と同様にビラの作成業者との間において、選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、その旨を松田町選挙管理委員会に届け出なければならないことを規定しております。

次の8条の選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続でございますが、松田町は候補者の契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たり7円51銭を上限とした作成単価にビラの作成枚数を乗じて得た金額を業者からの請求に基づき、業者に対し支払うことを規定しております。

次の第9条の選挙運動用ポスターの作成の公費負担では、候補者は第11条に定める選挙運動用ポスター作成の公費負担では、候補者は第11条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することを規定しております。

5ページを御覧ください。第10条の選挙運動用ポスターの作成の契約の届出では、選挙運動用自動車と同様に、ポスター作成業者との間において作成に関し有償契約を締結し、その旨を松田町選挙管理委員会に届け出なければならないと規定をしております。

第11条の選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続ですが、松田町は候補者の契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの作成単価1枚当たり525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額に当該選挙用運動用ポスターの作成枚数を乗じて得た金額を上限として、業者からの請求に基づき業者に支払うことを規定しております。

次の第12条の委任でございますが、この条例の施行に関し必要な事業は松田町選挙管理委員会が別に定めることを規定しています。

次に附則です。1で施行期日を令和3年4月1日とするものとし、次のページにわたりますが、2号で適用区分として、この条例は、この条例の施行の日以降、その期日を告示された選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものとしております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺

嶋

何点かお伺いします。まず、1番として、公職選挙法の改正の中でね、今、説明、提案ありました選挙運動用自動車、ビラ、それからポスターのこの公費負担ということで、それぞれですね、候補者と契約者がですね、契約を結んで、それで契約書と、それから見積書ですよ。何か、そういうのをですね、添付して、それで候補者申請のときに、事前にするかあれですけども、一緒に出すというようなことになるのかなと思いますけれども、それが1つですね。あとは、ただこれだけじゃいけないので、選挙が終わったら今度は町にですね、公費負担の支払、請求書というんですか、そういうのをまた出さないと、結局、事前と事後と2回申請、書類をね、出すような格好になると思いますけれども、そういうのでよろしいのでしょうか。

あとはですね、2点目はですね、供託金ですけども、町村議会議員選挙における供託金の導入ということで、今回から、次期選挙から15万円という供託金が必要になるんですけども、これは、この供託金の預け入れは預金はですね、

法務省に供託金を預けるというようなことになると思いますけども、まず法務省に行ってくださいね、それで申請しますよね。それから、今度はそこで申請したら指定の金融機関に供託金を納入して、それから法務省から供託証明書というのを発行してもらって初めて供託金を支払ったということで立候補ができるというようなことで、そういう流れでよろしいのでしょうか。お伺いいたします。

参事兼総務課長 寺嶋議員の御質問にお答えします。まず初めにですね、契約のときなんですけども、契約書を交わしたときに、選挙管理委員会に届出をしていただくこと。それと見積書については、ちょっと今のところ、まだアナウンスが今のところないんですけれども。請求につきましては、先ほど条例の説明の中でございましたとおり、事業者のほうから請求書を松田町のほうに出していただいて、松田町のほうから直接お支払いをするような形になっております。供託金についてはですね、公職選挙法の改正で、今回のこの条例の中にはないので、特にこちらのほうでは把握はしてない部分でございますけれども、また分かり次第ですね、御連絡するような形というかアナウンスするような形になるかと思いますが、今のところまだこちらのほうに届いてないという形です。

11番 寺嶋 契約、それぞれ自動車、ビラ、ポスター、契約、結局、事業者またはその自動車の場合は所有者とか、そういう方と契約をするんです。だから、結局、書類をね、出す、まとめるのは事業者から出すんですけれども、候補者がね、そのものとの契約だから、候補者自体が代わりにね、一緒、事業者から出してもいいんですけれども、候補者が町にね、契約しましたと、そういう契約書があるわけですよ。それを候補者が一緒にね、選挙管理委員会に出してもいいわけですよ。別に、事業者が直接出すんじゃないかと。

参事兼総務課長 今回の御質問ですけども、契約に関しましては、候補者と事業者と契約していただきます。その契約につきましては、候補者が選挙管理委員会のほうに契約した旨を届け出るという形でございます。

11番 寺嶋 そういう…ただ1回目の説明ではね、ちょっと私のまだちょっと分からなかったものでね、質疑をしたんですよ。

それで、供託金の場合はですね、まだ何が来てないというか、そのはっきり

したことが分からないというのは、どういうのが、法務省に供託をね、供託金を預託するという自体はね、それはしないと候補者としては、候補者に書類書いただけではね、候補者として認められないわけですよ。だから、その手続自体はね、結局、法務省にね、最初の手続と後で没収されなければ、また預託金を返してもらい、そういう手続が必要なんです。結局、法務省にはね、2回行かなきゃいけないはずなんです。そういうのがね、まだ分からないと言ったって、ほとんどもう、市とか一般市の場合はね、もう、そういうのが通常になっているわけですから、市のほうのね、そういうのを参考にすればね、その分からないということはあるんだけど、おおよその見当はつくわけですから、そういうのをね、こういうふうになるんじゃないでしょうかという目安ぐらいはですね、示していただかないと、ただ分からないでは、私も分かりませんので、お聞きします。以上。

参事兼総務課長 大変申し訳ございませんでした。預託金制度につきましては、当然、もう町長選挙のほうで行ってございますので、全くそれと同じ手続ということでございますので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 今回の第49号のこの公費負担に関する条例とはちょっと離れるんですけども、一番後ろの2ページ、参考資料の2ページをお願いいたします。大きい3のくくりです。今回の公選法改正に関する、その他の内容で、①までは条例がずっと新しく制定、今回提案されたと思うんですけども、②の供託金、この2行目に供託金没収点は云々と出ております。これ、私にはすごい大事なことなんですけど、供託金没収、これについて法定投票数に対して何割という規定があると思います。要するに、何割取れなかったら、何票取れなかったら15万、要するに没収されるということなので、その数字を教えてくださいと思います。没収時点の数字です。よろしく願いします。

もし分からなかったら、後で結構です。

参事兼総務課長 申し訳ございません。調べまして、後ほどお伝えいたします。申し訳ございません。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 1点お伺いたします。こういった形ですね、選挙運動の公費負担によつてですね、ますます、こういう議会議員選挙のですね、活性化に図るといふうに感じられます。ただですね、この場合に、参考資料等を見ますとですね、大分、公費負担の額としては、今まで見られなかった部分がありますね、選挙運動用自動車とかですね、ポスター、ビラの作成等ではですね、大きい金額になると。候補者数が多くなればですね、その分多くなるということですが、まず、これらによつてですね、町のほうの予算、直近にありますのは町長選挙、その次が議会議員選挙というふうな順番になろうかと思いますが、どの程度ですね、選挙費用としてですね、増えるのかというシミュレーションはされているのかどうかということでお伺いをいたします。

参事兼総務課長 ただいまの井上議員の御質問でございますけれども、こちらのほうで試算はしているところでございます。町長選の場合、3名分という形の中で5日間、選挙運動用自動車の場合で一般運送契約の場合は単価マックスで6万4,500円と考えていますので、5日分で3名分で96万7,500円ぐらいかかるかなと。あと、個別契約につきましては、その数にその単価と日数を掛けたもので試算をしております。一番多いところでは96万7,500円でございますので、それとですね、あと、選挙運動用ビラも単価を掛けまして3名分で、約、大体12万2,000円ぐらいですかね。ポスターのところにつきましても、大体これ単価、日数で割ると約5,500円ぐらいかかりますので、大体170万ぐらいかかるのではないかと試算はしております。以上です。

6 番 井 上 町長選挙費用ですと、270万ぐらいかかるということかと思えます。またさらに、それが議会議員選挙ですと、立候補者数によつてですね、ですけれども、ビラの費用が減る部分であればですね、その掛ける、立候補者数が何名出るのか、15名ぐらい出ればですね、大分これの5倍近い金額が加わるのかというふうにも思えます。

そこでですね、お伺いをしたいと思うんですけれども、こういった公職選挙法の改正に伴うということで、国の施策の方向性が見られる、今回のですね、条例制定ですけれども、それに対応してですね、交付税算入というのがあるのかということについてお伺いをしたいと思えます。

政策推進課長 そちらにつきましては、確認次第、報告をさせていただきます。

6 番 井 上 確認次第ということは、現時点では、まだ交付税算入の中に入るかどうかというのは未定だということなのか、分からないということなのか、その点だけでも再度お願いをいたします。

政策推進課長 現在のところ、国からの申達等がございませんので、未定ではなく、確認ができていないということなので、改めて確認させていただきます。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第49号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3「議案第50号松田町経営安定緊急融資利子補給基金条例」について。

町長の提出説明を求めます。

町 長 議案第50号松田町経営安定緊急融資利子補給基金条例を別紙のように制定する。令和2年12月2日提出。松田町長 本山博幸。

提案理由。新型コロナウイルス感染症対策の中小企業等支援策として実施する松田町経営安定緊急融資制度において、令和3年度以降の利子補給金の財源として国が交付する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を獲得するためには、基金の設置及び積立てが必要となることから提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは説明をさせていただきます。大変恐れ入りますが、条例本文に入ります前にですね、改めまして、最後に添付しております参考資料のほうを御覧いただければと思います。松田町経営安定緊急融資利子補給基金条例でございます。

1 番目に、制定の背景、目的等が記載されております。提案理由で御説明を申し上げた内容でございますが、4月の補正第2号におきましてお認めいただきました、この融資制度におきましてですね、これは町独自の融資ということでスタートをさせていただいてございます。この制度につきましては、制度融資においてはですね、3年間の利子補給を行うということでございます。令和3年度以降のこの財源として、この交付金を活用するというにおきましては、基金への積立が必要であるということで、このたび条例を制定し運用させていただくということでございます。この臨時交付金の取り扱いにつきましては、国のほうからも事務連絡でですね、通知を頂いて、条例により担保される基金という形で、限定列挙された内容でございます。

2 番目でございますが、4月から運用させていただいている中で、認定件数が現在15件。500万円を限度としておりますけども、総融資額は6,070万円となっております。そして、融資の申請期限につきましては、来年の1月29日までということでございます。

3 番目でございます。これは、このたびの補正予算の中で提案させていただく内容でございますが、既に認定済の内訳ですね、内訳でございます。既に認定済の融資案件の利子補給分の計算としましては131万9,000円。これから見込みといたしまして、5件を想定しております。こちらが74万5,000円。合わせて206万4,000円を予定してございます。

予定につきましては、今回この提案をさせていただいていることと、3月にその利子補給の基金の積立てをさせていただきたいと存じます。なお、下の米印でございますが、来年度以降でございます。毎年1月から12月までの支払われましたその利子に関して、翌年の1、2月にですね、利子補給の申請を受付けまして、3月までに支払額を確定させ、この当該基金からの取崩しを行い、ということでの運用でございます。先ほど申し上げた3年間というところがご

ございますので、令和6年度末には全ての利子補給が終了するというところで考えております。

それでは、すみません、お戻りいただきまして、条例本文のほうでございます。まず、基金条例ということにおきましては、他の基金条例、いろいろございますが、おおむね構成は一緒でございます。

第1条、設置でございますが、こちらには先ほど申し述べた目的、趣旨が記載されております。地方自治法第241条第1項の規定に基づきということで設置をさせていただくものです。

第2条、積立てにおきましては、この原資は先ほど来申し上げている、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金をもって充てると。第2項におきましては、積立額は一般会計予算の額の範囲内ということでございます。

第3条、管理につきましては、この現金は金融機関への預金等により適切な保管等をするということでございます。

第4条におきましては、運用益金の処理、これはいわゆる利子でございます、こちらも予算に計上し、基金に繰り入れるとしております。

第5条、繰替運用でございますが、財政上、必要があると認めるときは運用することができる規定でございます。

第6条、処分でございます。基金の使途を当然限定する話でございます、第1条の規定する場合に限りということであります。

おめくりいただきまして、2ページ、第7条につきましては、委任の規定でございます。

そして、附則でございますが、第1項に施行期日、公布の日からと。第2項におきましては、先ほど言った3年間というものがありますので、その失効の期限をうたわせていただいております。

説明については以上となります。よろしく申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
6 番 井 上 1点ですね、お伺いをいたします。この議案第50号はですね、基金条例ということ、内容的にはですね、ほかの基金条例と同等のものだと、制度的にも

同等なものだということは理解をできました。

ただですね、この経営安定緊急融資利子補給につきましては、参考資料ということで1ページついてはありますが、これのですね、例えば融資の利率とかですね、融資条件とか、借入先、金融機関ですね、そういったものはどういうふうな形で示されているのか、また、今、3年間ということですが、その経営安定緊急融資のほうは、いつまでこの制度が、融資のほうはですね、いつまでできるのか、そういったものを示されないと、ここで利子補給は3年間で終了ですということですが、いつの時点から3年間なのか。ただ、附則の中では、条例の失効については令和7年ということなので、令和6年度までの3年間というふうな理解はできますけれども、それらについてですね、条件とか利率とか、そういったものは、どういうふうな形で町のほうとしてはですね、方策を立てられているのか、説明をお願いをしたいと思います。

観光経済課長 ただいま御質問のありました内容につきましては、この融資の内容を規定している要綱の内容に係る御質問かと思えます。まず、御質問がございました内容に順次お答えさせていただいて、よろしいでしょうか。

先ほど申し述べたように、融資限度額については500万円で、融資の利率につきましては年利1.4%固定でございます。また、融資期間は5年以内と、融資については5年以内ということで整理をしております。金融機関につきましては、町内の金融機関等、あと、お付き合いのあるところということの中で、さがみ信金さん、スルガさん、横浜銀行さん、中栄さん、4金融機関でございます。こちらの申請…運用につきましては、スタートは、この要綱スタートは4月、議会でお認めいただいた補正の第2号、4月でございましたが、4月の22日から施行をしております。ちょっと大体…。(私語あり)

すみません、1点、いつまでの申込みかということについては、先ほどお話をさせていただきましたが、参考資料の2番の中で融資の申請期限は1月29日までということで、参考資料の2番の米印のところでございます。

6番井上 おおむね分かりました。ただですね、あともう1点ですね、融資のほうの利率は1.4%ということですが、利子補給はですね、100%なのか、ある程度90%、80%なのかについてですね、再度お願いをいたします。

観光経済課長 100%でございます。

6 番 井 上 融資制度のほうについては、おおむね分かりました。ただですね、そういった要綱があるのであれば、もう出来上がって、そういう融資が始まっています、先ほどのように件数も15件というようなことですから、その要綱はですね、やはり参考資料として添付をすればですね、そういったものについての内容がですね、より議会のほうとしても、理解ができやすいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第50号松田町経営安定緊急融資利子補給基金条例は、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 日程第4「議案第51号松田町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例」について。

町長の提出説明を求めます。

町 長 議案第51号松田町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年12月2日提出。松田町長 本山博幸。

提案理由。中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしくお願います。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、議案第51号松田町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

す。

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正等に伴い、条文の整備等を図るものでございます。

改正の内容でございますが、1つ目は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、条ずれを改めるものでございます。2つ目は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令名を改めるものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料、新旧対照表を御覧ください。右が現行で左が改正案でございます。改正案のほうを御覧くださいませ。第2条の3行目でございます。第25条につきましては、引用している地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の条ずれを改めるものでございます。

その下でございます。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令は、省令名が法律第25号から法律第26号に変わったために改めるものでございます。

恐れ入ります、1枚議案をお戻りくださいませ。議案本文でございます。施行期日でございます。施行日は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません

か。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第51号松田町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第52号松田町介護保険条例及び松田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について。

町長の提出説明を求めます。

町 長 議案第52号松田町介護保険条例及び松田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年12月2日提出。松田町長 本山博幸。

提案理由。所得税法等の一部を改正する法律の施行による租税特別措置法の改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは説明をさせていただきます。この条例は、松田町介護保険条例及び松田町後期高齢者医療に関する条例附則に規定されております延滞金の計算方法等についての条文が、上位法である租税特別措置法の規定を参照しており、同法の改正に伴いまして、文言に一部改正の必要が生じたために御提案させていただくものでございます。

それでは、参考資料、新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表1ページをお願いいたします。附則第6条中、現行、下線部分の「特例基準割合(当該年の前年に)」を、改正案では「延滞金特例基準割合(平均貸付割合)に、現行の(規定により告示された割合)を、(に規定する平均貸付割合をいう)に改め、現行、(以下この項において「特別基準割合適用年」という。)を削り、現行の「当該特例基準割合適用年」を、「その年」に、1ページ目と2ページ目にまたがりませんが、現行「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めます。

続きまして、第2条、後期高齢者医療に関する条例でございます。参考資料2ページ目でございますが、変更箇所につきましては、介護保険と同様でございますが、引用条文が違いますので、読み上げさせていただきます。附則第2項中、「特例基準割合（当該年の前年に）」を、「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を、「延滞金特例基準割合」に改めます。

条例本文にお戻りください。附則でございます。施行期日、1、この条例は令和3年1月1日から施行する。

経過措置、2、第1条の規定による改正後の松田町介護保険条例附則第6条の規定及び第2条の規定による改正後の松田町後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以降の期間に応ずる延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

なお、今回の改正につきましては、計算方法等には変更がないことから、延滞金として計算される額への影響はないものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第52号松田町介護保険条例及び松田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第53号松田町下水道条例等の一部を改正する条例」について。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第53号松田町下水道条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年12月2日提出。松田町長 本山博幸。

提案理由。酒匂川流域下水道の水質規制緩和と所得税法等の一部を改正する法律の施行による租税特別措置法の改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、御説明させていただきます。この条例は酒匂川流域下水道の水質緩和と松田町下水道条例及び附則に規定されている延滞金計算方法等についての条文が、租税特別措置法等の規定を参照しており、同法の改正に伴いまして、文言に一部改正の必要が生じたために御提案させていただくものでございます。

それでは、資料末尾、参考資料2を御覧ください。第1条関係、①水質規制強化の現状であります。本町を含めた酒匂川流域下水道を使用する市町では、下水道法及び同法施行令に基づき、条例において水質規制が必要な施設を設置している工場、事業場から排水される下水の水質の基準を条例で定めております。松田町の場合、下水道条例第7条、第8条で定めてございます。これら工場・事業場を特定事業場と言いますが、特に製造業またはガス供給業の特定事業場から排除される下水の水質については、条例において、さらにもう一段厳しい水質基準を設け、いわゆる上乘せ規制の強化を実施してございます。町条例第7条及び第8条の2がこれにございます。この規制の強化は、下水道法において自治体が必要と判断する場合において規制強化が可能とされているといわれる、いわゆるできる規定でございます。ちなみに、松田町には、この上乘せ規制の対象になる特定事業場はございません。

②水質規制強化の廃止に係る背景でございます。酒匂川流域下水道の全体計画が令和3年に見直しされることに伴い、神奈川県及び酒匂川流域の自治体で

協議を重ねた結果、規制を緩和しても、処理場への影響は少ない見込みであり、処理場から排出される放流水の安全性は変わらないことや、同じ神奈川県内の相模川流域下水道においては、既に平成23年度にこの規制強化を廃止していること。長期的には企業誘致につながることも予想されることから、流域自治体の水質緩和の上乗せ分を廃止し、規制を緩和すべきであるとの結論に至った次第でございます。

裏面を御覧ください。水質規制強化の内容と、強化廃止後の比較でございます。一番左が規制強化対象項目、真ん中が改正後、強化廃止後の内容です。一番右側が改正前の強化基準でございます。まず、管渠への影響が考えられる項目といたしましては、温度、水素イオン濃度pHがございますが、こちらは水質規制緩和後の基準値であっても管に腐食を及ぼすほどのものではなく、管渠の耐用年数や修繕費用への影響は生じることがないとの報告を頂いております。また、処理場への負担が懸念される要素といたしましては、窒素3項目、BOD、SSなどが挙げられますが、これらの項目も処理場に流れ込む流入水は基準値を大きく下回っており、緩和後の影響も大きな影響が出ることはないという報告を受けているところでございます。

続きまして、第2条関係でございます。先ほど申しましたとおり、租税特別措置法等の改正に伴って文言の一部改正が必要に生じたため、提案をさせていただくものでございます。

それでは、参考資料の1をおめくりください。新旧対照表の1ページをお願いいたします。先ほど御説明いたしました、まず上乗せ規制分の条項でございます。第7条の2、第8条の2をそれぞれ削除いたします。

次のページを御覧ください。附則第3号中、「特例基準割合（当該年の前年に）」を、「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に、「の規定により告示された割合」を、「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、（以下この項において特例基準割合適用年という。）を削り、「当該特例基準割合特例年」を「その年」に、あと、1ページ、2ページ目の「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるものでございます。

最後に条例本文にお戻りください。附則でございます。施行期日、1、この

条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定、次項の規定については、令和3年1月1日より施行する。

経過措置、2、第2条の規定による改正後の松田町下水道条例の一部を改正する条例附則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金に適用し、同日前の期間に対する延滞金については、なお従前の例によるということでございます。

なお、今回の改正については、延滞金については従前と額の変更には影響ないというふうにされております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 4 番 平 野 酒匂川の水質規制に関して、県のほうからこういう提案だったということで、流域で市町で協議をされたというふうに説明されたわけなんですけど、こちら、大きな影響はないと。緩和しても大きな影響はないという、これを言われた研究機関というのを教えてください。
- 環境上下水道課長 こちらの水質基準につきましては、下水道法に基づきまして、各公共下水道の設置管理者のほうで水質基準を実施しております。その実施基準を持ち寄りまして、神奈川県いわゆる流域の下水道担当及び市町村の下水道担当者が集まって協議をした結果、問題がないというふうな結論に至ったということでございます。以上です。
- 4 番 平 野 それは何というか、関係者というか、そういう話し合いですよ。そうじゃなくて、これを緩和しても、何に大きな影響がないのかという、そういうのをちゃんと研究機関などに確認しているのかということです。
- 環境上下水道課長 先ほど申しました、いわゆる機関以外にですね、財団法人神奈川県下水道公社がございます。ここにつきましては、平成23年度ですね、酒匂川流域における水質規制の緩和も…相模川の水質検査の規制緩和もこちらのほうで、いわゆる関係市町と協議の結果、緩和したという実績もございますので、こちらの公社も入った中でですね、規制緩和の検討をして、今回の結論に至ったというところでございます。以上です。
- 4 番 平 野 これも県の下水道だから。それをだから、そもそもこの人たちが判断したと

きの根拠というのかな。大きな影響がないとした根拠が聞きたいんですが。

環境上下水道課長 それは、一つの判断基準といたしまして、現在規制されている水質の項目が、どの程度の排出があって、それが法律上の基準はどうなっているかというのをちょっと御説明させていただきたいと思います。

町 長 それは聞いてないでしょう。委託を出さなくて県の職員で判断できるんだったら、職員で判断しましたでいいじゃん。(私語あり)

参事兼まちづくり課長 神奈川県の下水道公社でございますけれども、職員の中に化学等、水質等の責任をもって判断できる職員もおります。それからですね、この数値に該当するような水質のものが常に出ていない状態が、各市町村多うございます。そういった意味で、総数から判断して、処理上はこの件について処理できるというふうに水質を専門としてる職員もおりますので、そういった中での判断でございます。以上です。

議 長 よろしいですか。

6 番 井 上 1点お伺いをしたいんですけれども。先ほどの説明の中でですね、第7条第2項、第8条第2項でですね、松田町が特定事業所は該当がないというふうに言われましたけれども、酒匂川流域下水道圏内、管内ではですね、こういった施設が該当がされるのか。松田町、将来ですね、そういった事業所ができる可能性があるのか。その2点についてお伺いをしたいと思います。

環境上下水道課長 流域の約6割を占めます小田原市のほうではですね、こちらのほうの規制対象になる事業者につきましては、約160社あるというふうに聞いてございます。松田町につきましては、いわゆる特定事業場については、1日当たりの排出量がですね、50立米。いわゆる50トン以上が一つの基準になってございますので、それだけの排出する規模、いわゆる製造業及びガス供給業でですね、それだけの規模を排出する事業場ができるということについては、なかなかちょっと難しいのではないかなというふうには思っております。

6 番 井 上 じゃあ最初ですね、現行のですね、第7条第2項の特定事業場というのは、製造業というのは、やはり1日当たりの下水道への排出量が50トン以上の製造業というふうな理解でよろしいのかということで、製造業の業種には関係がなく、単に排出量50トンが該当する部分だというふうな理解でよろしいのかを確

認をいたします。

環境上下水道課長　　いわゆるこちらのいわゆる上乘せ規制の対象になるものについては、先ほど申しましたとおり、特定事業場のうち1日の排水量が50トン以上あるものがございます。それで具体的な、いわゆる工場ですとか、いわゆるガスの製造業等がですね、この上乘せ規制の具体的な該当になるというところがございます。具体的にはと申されますと、例えば小田原市の場合はですね、酒匂川の川沿いにごございます花王の工場とかが該当するというふうに聞いております。以上です。

議　　長　　ほかにごございますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

（「省略」の声多数）

討論省略とのお声です。討論を打ち切り、採決を行います。議案第53号松田町下水道条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって。本案は原案のとおり可決されました。

議　　長　　暫時休憩します。休憩中に議会全員協議会を開催しますので、議員及び町長以下関係職員は、10時15分までに大会議室にお集まりください。（10時08分）

議　　長　　それでは、休憩を解いて再開いたします。（11時05分）

参事兼総務課長　　先ほど、田代議員から質問のごございました供託金の没収点についてなんですけれども、初めにですね、供託金没収点の計算につきましては、有効投票総数を町の議員の定数で割りまして、さらにそれを10で割った値になります。過去ですね、町議会選挙におけるもので試算をしますと、前回は無投票でしたので、前々回になりますが、当時ですね、有効投票総数が6,144票でございました。議員定数12名ですので、6,144を12で割り、さらに10で割ると、51.2ということになります。以上です。（「どうもありがとうございました。」の声あり）

議 長 承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」が町長より提出されましたので、この議案を追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。承認第6号専決処分の承認を求めることについてを日程に追加し、議題といたします。事務局は配付してください。

(議案配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議 長 暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会を開催し、議案の取り扱い等について審議してください。 (11時06分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (11時14分)

ただいま、追加日程第1について議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 皆さん、こんにちは。それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」の取り扱いについて。本日午前11時より、役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期の変更はありません。

次に、審議内容について申し上げます。本件はですね、議案の提案説明、細部説明を行い、質疑・討論を行って即決といたします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。以上です。

議 長 議会運営委員会の報告が終わりました。お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

議 長 追加日程第1「承認第6号専決処分の承認を求めることについて」を議題と

いたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 承認第6号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年12月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、専決処分について御説明させていただきます。1枚おめくりください。専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の別紙でございます。令和2年11月27日、松田町長 本山博幸。理由、人事院勧告に基づき、職員の給与を改正するに当たり、施行期日の関係から、松田町職員の給与に関する条例の改正に急施を要するため、専決処分をするものでございます。

専決処分する理由のもう一つなんですけれども、国家公務員の給与に関する法律の可決をもって、町の条例のほうの条例改正が必要ということでした。今回は、期末手当でございますので、12月の1日が基準日となることから、議会招集することが、いとまがないために、11月27日、国家公務員法の可決日をもって専決処分をさせていただきました。

その内容につきましては、1枚おめくりください。松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。第1条でございますが、ここにつきましては、第20条第2項及び第4項中に100分の130とございますが、これを0.05引き下げまして、100分の125に改めるものでございます。第2条につきましては、同じく第2条及び第4項中の100分の125を、100分の127.5に改めるものでございます。

まず第1条でございますが、0.05引き下げるものでございますが、期末手当につきましては、年6月と12月の2回ございます。6月につきましては、既に支給済みでございますので、12月の期末手当で0.05をまとめて引き下げるとう

改正でございます。第2条につきましては、これは後ほど施行期日のところで御説明しますが、来年度、令和3年の4月1日からの分としまして、6月と12月に0.05を2分の1ずつ振り分けたところで、100分の127.5に改めるというものでございます。

附則でございます。施行期日につきまして、1として、この条例の第1条につきましては公布の日から施行すると。2として、この条例の第2条は、令和3年の4月1日から施行するというところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長

担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺

嶋

まずですね、これは人事院勧告に基づきと書いてあるんですけども、あくまでも人事院勧告自体は国家公務員に対しての人事院勧告。これに準ずるということでよろしいと私は解釈してるんですけども。そういうことでよろしいのでしょうか。

それです、国家公務員と地方公務員というのは、地方公務員のほうがね、もう圧倒的に数は多い…職員の数はね、全国的にですよ。合わせたら、相当多いわけですよ。そういうところでの、ちょっと解釈の仕方について、お伺いします。

それからですね、来年3年度の期末手当が6月と12月にも削減されるということなんですけども、これも人事院勧告に基づいて決定なんでしょうか。来年度も引下げるといって自体がちょっとね、私は納得できないもので、それをお伺いします。

あとは、今度はですね、職員は去年からですか。会計年度任用職員の方も期末手当の対象になってます。職員ですよ。そうした場合、そういう方も、期末手当が引下げられちゃうということになりますと、相当ね、今コロナ禍で大変厳しい中でね、やっぱり相当の消費不況といえますか、大変になると思うので、その辺のことについてお伺いします。

参事兼総務課長

ただいま寺嶋議員の御質問にお答えします。まず初めにですね、人事院勧告と同じ引下げ率で準じて今回改正させていただいております。それと、今年度、今回の改正では、期末手当の引下げにつきましては、ここから恒久的にという

ことで引下げをしますので、今の段階では、来年の6月、12月はこの引下げになって進む状況になりますが、またそこで人事院勧告もございましたら、そこでまた率を変えるという流れを、今まではやってるところでございます。それと、会計年度任用職員につきましても、この辺は同じような形の中でやっていくという形を取っております。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

承認第6号専決処分の承認を求めることについて、について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7「議案第54号足柄上衛生組合規約の変更について」を議題とします。町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第54号足柄上衛生組合規約の変更について。足柄上衛生組合規約を変更することについて、別紙のとおり協議する。令和2年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。南足柄市及び足柄上郡5町で介護認定審査会を共同設置するため、足柄上衛生組合の規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議したいので、同法第290条の規定により、足柄上衛生組合規約の一部を改正する規約の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは説明をさせていただきます。足柄上衛生組合規約の変更についてでございます。今回提出の議案につきましては、足柄上衛生組合規約で定めた共

同処理する事務のうち、介護認定審査事務を外すことについて、地方自治法の規定により構成市町の協議により定め、その協議については議会の議決を経る必要があることから、提案をさせていただくものでございます。

それでは、議案の最終ページ、参考資料を御覧ください。新旧対照表でございます。現在、足柄上衛生組合同規約において共同処理する事務として、第3条に定められたもののうち、第4号に介護認定審査事務に関することがございます。今回これを削るものでございます。

1枚お戻りいただき、改正文の本文を御覧ください。附則でございます。この規約は、令和3年10月1日から施行する。令和3年10月1日より、南足柄市で審査会事務を取りまとめ、運営してまいる予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 ただいまですね、足柄上衛生組合同規約の変更の中で、介護認定審査の共同処理業務を外すという説明がございました。ただですね、このままですと、やはり本会議の場での説明としてはですね、このじゃあ介護認定審査事務はどうするのかという説明をですね、残しておいていただかないと、じゃあ町で単独でやるのかということになるのかと思います。これらですね、共同委託事務、共同処理をどうするのかということですね、やはり本会議の場で残して記録に残さないと、どういうふうになるのか。町単独でやるとですね、またかなり過大な費用が発生するというふうにも思われますので、その点についての説明を、再度お願いをいたします。

福 祉 課 長 説明不足で申しわけございませんでした。今後、今回足柄上衛生組合で介護認定事務の担当を外し、1市5町共同による共同運営で介護認定審査会の設置ということで、南足柄市が取りまとめて今後実施をしていく予定でございます。以上でございます。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「ありません。」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第54号足柄上衛生組合規約の変更について、について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第55号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）」について。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第55号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）。令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的、令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、請負代金額、一金763万9,500円也。

4、契約の相手方、神奈川県厚木市田村町8-10、本厚木トーセイビル 株式会社JMC神奈川中央支店、支店長 市川峻。

令和2年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 先ほどは、どうも申し訳ございませんでした。それでは、資料を基に説明させていただきます。

1枚おめくりください。議案第55号物品購入契約の締結について。令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入について、御説明申し上げます。参考

資料1を御覧ください。件名につきましては、令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入でございます。これは教職員のパソコンでございます。納品場所につきましては、松田町立松田小学校ほか2校、寄小学校、松田中学校の合計3校分でございます。納期につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例に基づく議会の議決を得た日から5日以内。令和3年1月29日まででございます。請負金額につきましては763万9,500円。前払いはしない、部分払いはしない。契約保証金につきましては、なしでございます。契約金の支払い場所につきましては、松田町指定金融機関松田町役場派出所になります。

上記契約について、発注者と受注者はおの対等な立場における合意に基づいて、別添条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は議会の議決を得るまで仮契約とする。令和2年11月4日、発注者、受注者、記載のとおりでございます。

1枚おめくりください。参考資料の2でございます。入札につきましては6社ございました。応札されたのは1社でございます。うち4社は当日辞退、棄権1社ございました。入札額は694万5,000円で、税込み価格の落札価格は763万9,500円の株式会社JMCでございます。

1枚おめくりください。参考資料3になります。パソコン購入の仕様書になります。機器につきましては、校務用ノートパソコンでございます。教職員が使用します。仕様につきましては、端末は拡張性・保守性が考慮されたモデル。品質、信頼性を考慮し、パソコンは国内で設計、組み立て、検査が行われた製品で構成する。セキュリティー対策を十分に考慮するものとしております。設置箇所につきましては、松田小学校は10、寄小学校3、松田中学校27の合計40になります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
10番 齋 藤 パソコンの購入は、時代と共にいいことだとは思いますが。これは入札のときの1社しか入札されてなくて、辞退、辞退、辞退と、この辺のことを何でこ

んななっているのかなというのが、ちょっと気にかかるところでございますので、その辺のもし内容が分かるようでしたら。

もう一つですけど、購入のこのメーカーと機種名とか、スペックは分かりますか。お願いします。

教 育 課 長 まず入札の状況でございますが、電子入札で行いまして、当日4社が入札を辞退。棄権ということで、棄権というのは、入札の意思があるということで、札を開けるまでは分からなかった状況でございました。そういった中で、2社の入札ということで、1社の札入れがございまして、1社が最低価格ということで。この経過につきましては、地方公共団体の契約実務ハンドブックというものがございまして…。「辞退の理由」の声あり）辞退の理由ですか。辞退の理由につきましては、各会社に聞きましたが、全国的にですね、パソコン購入ということでG I G Aスクールとか、リモートワークとか、そういったものが集中しておりまして、物がなかなか納まらないということで、そういったことで納期の関係とか、そういったことで辞退ということを知っております。

それと、スペックにつきましては仕様のとおりでございますが、参考と…（私語あり）マイクロソフトオフィスのスタンダード2019がオフィスのソフトでございます。ハードなスペックは、マイクロソフト・ウインドウズ・サーバー・デバイスCAL2019でございます。あと、ソフトウェアにつきましては、2要素認証ライセンスということで、職員室に学校ライセンス、ハードロックキーということでやっております。ハード・ソフト…すみません。今のはソフトウェアで、ハードソフト…ハードウェアにつきましては、パソコンはJNAコードを有する製品を選定ということと、国際エネルギースタープログラムに準拠した省エネルギー製品であることといったもの。メーカーにつきましては、参考にですね、仕様書どおりでございますが、国内品のメーカーということで、参考としては…。（私語あり）

議 長 教育課長、お座りください。

参事兼総務課長 選考委員会に携わっていますので、仕様書につきまして、ハード的なものですね、その辺のものについて御説明いたします。

まず筐体としましては、ノートパソコンということです。それからOSにつ

いては、ウインドウズ10、プロの64ビット。それと、CPUはインテル・コアI3の2.1ギガヘルツ以上ということでございます。ハードディスクにつきましては500ギガバイト。それから、メモリーについては4ギガバイト以上ということでございます。画面については、15.6のワイドTF TカラーのHD表示ができるもの。あと、スピーカーが内蔵ができるもの。そういったウェブカメラも内蔵しているようなものということで、ハード的な仕様でございます。

10番 齋 藤 まず、入札者の辞退は品物が無いということで、今リモートでかなりパソコン売れているというのは聞いてるんですけど。みんなないというのも何かちょっとあれかなと気になるところであります。それはあと、これ委員会付託なのでその辺はあと委員会の人に任せますけれども。これ、モデルのほうは、メーカーはどこなのか。

参事兼総務課長 ただいまの諮問ですが、メーカーというよりも、スペックのほうの仕様に基づいて、各業者のほうで選んでいただいて、その台数を確保するような形でございます。

町 長 仕様はね。だから、契約したんでしょ。契約した機器は何ですかという質問。分からなかったら後で、暫時休憩したほうがいいよ。

10番 齋 藤 富士通なのかね、いろいろなメーカーあると思いますけれども。あとそれと、ここでセキュリティー対策を十分にと書いてあるんですけど。先ほどのセキュリティーというのは多分ソフトの中で行われるものと、多分学校の中でWi-Fiなり、LANケーブルなりつないだ中での、元のところにセキュリティーを付けるものとあるんですけど、これマシンの中にセキュリティーをやっていくということ考えていいですか。

教 育 課 長 機器のところには、セキュリティーチップということで付けております。あとは、外部からの2要素ということで、セキュリティーを十分に、2要素のシステムということでセキュリティーをしております。

10番 齋 藤 機械の中で、多分ソフトでこなすと思うんですけど。毎日ウイルスが進化してて、アップグレードを常にしていかなきゃいけないので、ああいうのって、多分セキュリティーソフトって1年契約とか3年契約なんですよ。その中において、またお金かかってくると思うんですけども。その辺、そういうセキュ

リティースフトという形で認識していいものですか。

教 育 課 長 納入時には、OS等の最新のセキュリティーパッチを設定するという事で、仕様書にうたっておりますので、十分であると考えております。

10番 齋 藤 それやってくるんですけど、日に日に毎日変わってくるんですよ。ですから、その辺はちょっと考慮していただいて、対応していったほうがいいのかなどは思います。

それとですね、先ほどオフィスを導入されているというんですけど、あれたしか、オフィスって今、通常のものを使うのは、一旦無料なんですけど。いろいろな種類が、今オフィスがソフトが出てきてて、有料化されてると思うんですよ。その辺は無料のやつを使っていかれるんですかね。

議 長 後にしますか。

10番 齋 藤 いいです。要は、さっきのセキュリティーにしろ、オフィスにしろ、その後にかかってくるお金のものがあるというものがあるので、その辺を認識されて購入されたほうがいいのかと思いますので。以上です。

議 長 ほかにございますか。

5番 田 代 1点教えてくださいというか、疑問点がございます。お伺いしたいのが、これノート型パソコン40台、それと附属部品、セキュリティー。そういったものの一式で763万9,500円の買い物をしたということなんですけれども。まずこの買い物をするために、入札で…電子入札行ってますよね。そのときの仕様。要するに、業者に何社か、結果的に6社が応札して、こういう形で1社しか金額を出さなかったということで。この業者に情報提供した仕様、仕様書。それが参考資料3なのか。

2点目が、仕様どうなのよと、今いろいろ話が出た中で、メーカー、型式、機種、いろいろなものをお話ありました。そのときに口頭でお話ありました。その内容が、要するにこの763万9,500円の内訳だと、裏張りだどいう内容のものかね、その辺についてね、こんな仕様書じゃ申し訳ないけどね、説明責任果たさないような感じするんですよ。明確な回答をお願いします。

教 育 課 長 まず、この議会資料と発注した際の仕様書は別なものでございまして、発注した際の仕様書は納入内容としまして、ハードウェア、ソフトウェア、そうい

った細かなものを書いてあります。そういった仕様書でございます。

5 番 田 代 私は産業厚生常任委員会ですから、これ以上細かくは申しませんけれども、この契約については、たしか付託になってると思うんですよ。これから総務文教常任委員会に付託されて、詳細の審査を行うんですよ。そのときに出てる資料がこれだけではね、あまりにも執行者側として説明責任を果たしてないよに感じるんですよ。先ほど、今、教育課長もお話ししようとした。それで工藤参事が読み上げた。そういった資料が付いてて、初めて審査の土俵に上がると思うんですけど、いかがでしょうか。これは参事のほうでお願いします。副町長でも結構です。担当課長じゃなくて、入札の考え方だよね。すみません、もう少し話させてください。例えばね、建物を建てるとき。校舎を建てるときでも、集会施設を建てるときでも、設計書があるでしょう。設計事務所で設計して、こういう仕様書でお願いしますよって。今ね、安いうちがね、本当に探せばね、1,000万弱ぐらい。これと同じより、ちょっと高いぐらいで出てるんですよ。その仕様書というのは、しっかりしたものですよ。それを、申し訳ないけど、参考資料の3ですか。これで議会に何を審査しろと言うんですか。ということで、非常に執行者側、不親切だと思います。回答をお願いいたします。

副 町 長 田代議員、大変申し訳ございません。田代議員のおっしゃるところ、確かにですね、内容の審査というところについては、私どもが提出させていただいた参考資料ではちょっと不足しているというふうに認識しました。大変申し訳ございません。付託される内容の中です、委員会のほうにはですね、詳細な、工事で言えば現説で使った仕様書というものをですね、提出させていただきたいというふうに思います。また、今後についてはですね、このようなことがないように、十分注意して議案を作成させていただきたいと思います。どうも申し訳ございませんでした。

5 番 田 代 副町長から今、回答ありましたけれどね、総務文教常任委員会には資料は渡すけども、我々はもらえないわけですよ。それで、本会議じゃあ採決のときに、分からないわけですよ。ですから、差し替えにしてもらって、申し訳ないけども戻して、もう一度つけ直して、それで付託というふうなことでぜひやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

副町長 ありがとうございます。皆さんの御了承が頂ければですね、一旦これを差し替えをさせていただくというような形で対応させていただければありがたいと思います。以上です。

5番田代 ぜひそのようにお願いします。終わります。

議長 皆さんにお諮りします。ただいま副町長のほうから話ありましたように、差し替えという対応でよろしいでしょうか。

4番平野 参考資料で委員会の資料としてということなので、傍聴に行けばもらえるかなと思うんですけども、別に差し替えるほどじゃなくてもいいのかなと思うんですけども。紙も何回も何回も刷り直して、もったいないような気がします。

議長 追加ということで。

5番田代 私が申し上げましたのは、先ほどお話ししたように、763万9,500円なんですよ。今回の契約を認めるのは。それが差し替え、差し替えでもったいないというふうに、今、4番発言されましたけど、これは本当に重要な案件なんですよ。それを紙代もったいない。それは、執行者側が提出された議案に対して、資料が不足しているから私は申し上げたわけです。その資料は傍聴に行けばもらえる。ちょっとそれは筋が違うと思います。私はもう一度、この資料の差し替えについて要望いたします。

議長 その件について、御異議ございますか。

（「なし」の声あり）

もしなければ、先ほど副町長が申しましたように、差し替えという手順で取り扱わせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。（私語あり）

それでは、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま…（発言を求める声あり）

6番井上 参考資料の差し替えなので、一応それが終わらないと、これについては付託するかどうかというふうにはいかないんじゃないでしょうか。

議長 じゃあ、この場での差し替えということですか。早急な。

6 番 井 上 暫時休憩でも構いませんし。(私語あり)

議 長 暫時休憩します。 (11時53分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)

政策推進課長 すみません。先ほどのですね、井上議員の質問の公職選挙法の改正に伴う交付税算入について、県のほうにも確認した結果を報告させていただきます。

まずこのですね、改正においては、いわゆる10万人規模の標準の普通市を想定して、既に行われているということでございます。今回が町村にもそのものを公費として改正されたという中で、そもそも10万人都市については、この事務の負担として交付税算入されております。それに伴って、市町村は同じくその負担をもらっているということで、既に交付税算入されていますということでございます。改正はされたんですけども、交付税の、いわゆる包括算定経費というのがございます。その中に、議会の費用の中に、選挙における、今回の改正における公費の部分も通常含まれて算定されてもらっているということなので、改めて公費の部分の増額という交付税算入はないということで、ちょっと御理解を。ちなみにですね、10万人都市で大体3,000万円ほどの交付税算入。そして財政需要額に算入されると。恐らく、町のほうだと300万円ほどになるのではないかということの見解も頂いたので、御報告とさせていただきます。以上です。

議 長 よろしいですか。

それでは、議案第55号のですね、参考資料4の提出がありました。これを配付して御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

じゃあ、事務局は配付してください。

(資料配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号物品購入契約の締結について(令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入)は、総務文教常

任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 以上で本日本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。

なお、午後2時30分から意見交換会を開催しますので、4A・4B特別会議室にお集まりください。また、産業厚生常任委員会は委員長の指示で開催をしてください。本日は大変御苦勞さまでした。 (13時04分)